

別添－2

農業土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

平成17年2月14日設計第694号

(積算基準日 令和5年3月1日以降適用)

北海道農政部

新 旧 対 照 表

1 総則

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 総 則</p> <p> 1-1-1 適 用.....</p> <p> 1-1-2 用語の定義.....</p> <p>【省略】</p> <p> 1-1-62 情報化施工技術の活用について.....</p> <p> <u>1-1-63 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進.....</u></p> <p>第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係.....</p> <p> 1-2-1 現場環境改善について.....</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 総 則</p> <p> 1-1-1 適 用.....</p> <p> 1-1-2 用語の定義.....</p> <p>【省略】</p> <p> 1-1-62 情報化施工技術の活用について.....</p> <hr/> <p>第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係.....</p> <p> 1-2-1 現場環境改善について.....</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>1 農業土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、北海道農政部が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、管更生工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、畑かん施設工事、<u>ため池工事</u>、その他土木工事（1）、（2）、フィルダム工事、海岸工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設副産物に係る情報入力システム*により</u>「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、<u>工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明</u>しなければならない。</p> <p>8 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設副産物に係る情報入力システム*により</u>「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、<u>工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明</u>しなければならない。</p> <p><u>9 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用より公表するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>10 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、電子データと合わせて工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</u></p> <p><u>※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供する Excel形式の様式を活用する。</u></p> <p><u>11 産業廃棄物の一時保管については、次のとおりとする。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>1 農業土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、北海道農政部が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、管更生工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、畑かん施設工事、<u>その他土木工事</u>（1）、（2）、フィルダム工事、海岸工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出</u> <u>しなければならない。</u></p> <p>8 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出</u> <u>しなければならない。</u></p> <p><u>9 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を</u> <u>作成し、電子データと合わせて工事監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。</u></p> <p><u>10 産業廃棄物の一時保管については、次のとおりとする。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加及び削除</p> <p>字句の追加及び削除</p> <p>字句の追加</p> <p>字句、番号の改正 字句の追加及び改正 字句の追加</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和 <u>4</u> 年 <u>2</u> 月）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>
<p>1-1-38 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和 <u>3</u> 年 6 月改正 法律第 <u>54</u> 号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和 <u>3</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>48</u> 号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 <u>3</u> 年 6 月改正 法律第 <u>58</u> 号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和 <u>3</u> 年 6 月改正 法律第 <u>66</u> 号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 <u>3</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>69</u> 号)</p> <p>(14) 道路法 (令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 49 号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和 <u>3</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>37</u> 号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p> <p>(20) 河川法 (令和 <u>3</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>31</u> 号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)</p> <p>(23) 港則法 (令和 <u>3</u> 年 6 月改正 法律第 <u>53</u> 号)</p>	<p>1-1-38 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (平成 <u>29</u> 年 6 月改正 法律第 <u>74</u> 号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和 元年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>37</u> 号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 <u>2</u> 年 6 月改正 法律第 <u>54</u> 号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和 <u>2</u> 年 6 月改正 法律第 <u>52</u> 号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 元年 <u>12</u> 月改正 法律第 <u>63</u> 号)</p> <p>(14) 道路法 (令和 <u>2</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 49 号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和 <u>2</u> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <u>5</u> 号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)</p> <p>(20) 河川法 (平成 <u>29</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>45</u> 号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)</p> <p>(23) 港則法 (平成 <u>29</u> 年 6 月改正 法律第 <u>55</u> 号)</p>	<p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
(24) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(24) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	
(25) 下水道法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)	(25) 下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	字句の改正
(26) 航空法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 65 号)	(26) 航空法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 61 号)	”
(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	
(28) 軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	(28) 軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	
(29) 森林法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	(29) 森林法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	
(30) 環境基本法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号)	字句の改正
(31) 火薬類取締法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(31) 火薬類取締法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(32) 大気汚染防止法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)	(32) 大気汚染防止法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)	
(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(38) 文化財保護法 (令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)	(38) 文化財保護法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	字句の改正
(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	
(40) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)	(40) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)	
(41) 消防法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	字句の改正
(42) 測量法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(42) 測量法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(43) 建築基準法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(43) 建築基準法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 43 号)	字句の改正
(44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	字句の改正
(46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	
(48) 海上交通安全法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	字句の改正
(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 元年 5 月改正 法律第 18 号)	字句の改正
(51) 船員法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	”
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	
(53) 船舶安全法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	字句の改正
(54) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)	(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	”
(55) 自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)	(55) 自然公園法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	”
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	”
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	”
(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	
(59) 技術士法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(59) 技術士法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(60) 漁業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)	(60) 漁業法 (令和 元年 5 月改正 法律第 1 号)	字句の改正
(61) 空港法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(61) 空港法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(63) 厚生年金保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(63) 厚生年金保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)	字句の改正
(64) 航路標識法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	”
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	
(67) 職業安定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(67) 職業安定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(68) 所得税法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(68) 所得税法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 8 号)	字句の改正
(69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	
(70) 船員保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(70) 船員保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)	字句の改正
(71) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号)	(71) 著作権法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 48 号)	”
(72) 電波法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 19 号)	(72) 電波法 (令和 2 年 4 月改正 法律第 23 号)	”
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)	字句の改正
(75) 農薬取締法 (令和 元年 12 月改正 法律第 62 号)	(75) 農薬取締法 (令和 元年 12 月改正 法律第 62 号)	
(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)	
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 35 号)	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 35 号)	
(79) 警備業法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(79) 警備業法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(80) 水路業務法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(80) 水路業務法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	
(81) 地方税法 (令和 3 年 4 月改正 法律第 1 号)	(81) 地方税法 (令和 3 年 2 月改正 法律第 5 号)	字句の改正
(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	”
(83) 土地収用法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 65 号)	(83) 土地収用法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	”
(84) 民法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(84) 民法 (令和 元年 6 月改正 法律第 34 号)	”
(85) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	(85) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	
(86) 都市計画法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)	(86) 都市計画法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 43 号)	字句の改正
(87) 電気通信事業法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号)	(87) 電気通信事業法 (令和 2 年 5 月改正 法律第 30 号)	”
【省略】	【省略】	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-44 特許権等</p> <p>1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（<u>令和3年6月改正法律第52号</u>）、第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-63 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進</p> <p><u>1. 受注者は、可能な範囲で北海道胆振東部地震の倒木及び被災地の木材を有効活用する。</u></p> <p><u>2. 北海道胆振東部地震による倒木及び被災地の木材の活用用途については、受注者は、仮設資材等（工事看板、標識、測量杭、丁張り用胴縁・タルキ、型枠、仮設柵等）において活用することとし、その用途については、受注者が自由に選択できるものとする。なお、受注者は仮設資材等として利用する場合には、納入伝票等に「厚真町（など被災町名）産木材を利用」等と販売（製作）業者に明記して貰うこと。</u></p> <p><u>※被災町は、厚真町、安平町、むかわ町の3町とする。</u></p> <p>3. 参考</p> <p><u>北海道胆振東部地震による倒木及び被災地産の木材の活用にあたっては、各地域における資材取扱先などに問い合わせるほか、下記の北海道木材産業協同組合連合会及び北海道森林組合連合会のホームページにある工場一覧表を参照すること。</u></p> <p><u>・北海道木材産業協同組合連合会：http://www.woodplaza.or.jp/</u></p> <p><u>・産地証明ができる合法木材供給事業者名簿： http://www.woodplaza.or.jp/ihou/ichiran.pdf</u></p> <p><u>・北海道森林組合連合会：http://www.doshinren.or.jp/ihou/index.html</u></p> <p><u>・認定事業体一覧表：http://www.doshinren.or.jp/ihou/file/gouhou_nintei180510.xls</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-44 特許権等</p> <p>1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（<u>平成30年7月13日改正法律第72号</u>）、第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>項目の追加</p>

新 旧 对 照 表

2 材料

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																	
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第8節 セメント及び混和材料 2-8-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-8-5 コンクリートの標準配合（参考） コンクリートの標準配合は表2-8-5 生コンクリート標準配合表のとおりとし、一般的な鉄筋コンクリート構造物^{注1}のスランプ値は12cmを標準とする。 これによらない場合は、受注者は、工事監督員と協議しなければならない。 注1) 一般的な鉄筋コンクリート構造物とは、コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除くものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-8-5 生コンクリート標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランプ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材最大寸法 mm</th> <th>最小単位セメント量 kg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-1</td> <td>—</td> <td>8.0</td> <td>4.5</td> <td>—</td> <td>20or25</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-1P</td> <td>—</td> <td>8.0</td> <td>4.5</td> <td>—</td> <td>20or25</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【省略】</td> </tr> <tr> <td>PC-1S (b)・(c)</td> <td>30</td> <td>12.0</td> <td>6.0</td> <td>45</td> <td>20or25</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>PC-1PS (b)・(c)</td> <td>30</td> <td>12.0</td> <td>6.0</td> <td>45</td> <td>20or25</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>PC-2</td> <td>40</td> <td>12.0</td> <td>5.0</td> <td>50</td> <td>20or25</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>PC-2P</td> <td>40</td> <td>12.0</td> <td>5.0</td> <td>50</td> <td>20or25</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>PC-2S (b)・(c)</td> <td>40</td> <td>12.0</td> <td>6.0</td> <td>45</td> <td>20or25</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>PC-2PS (b)・(c)</td> <td>40</td> <td>12.0</td> <td>6.0</td> <td>45</td> <td>20or25</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>T-1P^{*2}</td> <td>18</td> <td>8.0or15.0</td> <td>4.5</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】記号 C：無筋コンクリート RC：鉄筋コンクリート PC：プレストレストコンクリート T：トンネルコンクリート P：ポンプ施工コンクリート（最少単位セメント量 270kg） S：海中、海上、飛沫帯コンクリート (a)：海中 (b)：海上及び大気中 (c)：飛沫帯</p> <p>【注2】海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。 *1 井筒底版の水中コンクリート（C-9）の空気量は、完全に水中又は地下に没する場合は4.0%とする。 *2 T-1Pについては、アーチ部はスランプ15cm、インバート部はスランプ8cmを標準とする。</p> <p>【省略】</p>	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最小単位セメント量 kg/m ³	C-1	—	8.0	4.5	—	20or25	—	C-1P	—	8.0	4.5	—	20or25	270	【省略】							PC-1S (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-1PS (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-2	40	12.0	5.0	50	20or25	280	PC-2P	40	12.0	5.0	50	20or25	280	PC-2S (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-2PS (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330	T-1P ^{*2}	18	8.0or15.0	4.5	60	40	270	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第8節 セメント及び混和材料 2-8-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-8-5 コンクリートの標準配合（参考） コンクリートの標準配合は表2-8-5 生コンクリート標準配合表のとおりとし、一般的な鉄筋コンクリート構造物^{注1}のスランプ値は12cmを標準とする。 これによらない場合は、受注者は、工事監督員と協議しなければならない。 注1) 一般的な鉄筋コンクリート構造物とは、コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除くものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-8-5 生コンクリート標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランプ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材最大寸法 mm</th> <th>最小単位セメント量 kg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-1</td> <td>—</td> <td>8.0</td> <td>4.5</td> <td>—</td> <td>20or25</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-1P</td> <td>—</td> <td>8.0</td> <td>4.5</td> <td>—</td> <td>20or25</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【省略】</td> </tr> <tr> <td>PC-1S (b)・(c)</td> <td>30</td> <td>12.0</td> <td>6.0</td> <td>45</td> <td>20or25</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>PC-1PS (b)・(c)</td> <td>30</td> <td>12.0</td> <td>6.0</td> <td>45</td> <td>20or25</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>PC-2</td> <td>40</td> <td>12.0</td> <td>5.0</td> <td>50</td> <td>20or25</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>PC-2P</td> <td>40</td> <td>12.0</td> <td>5.0</td> <td>50</td> <td>20or25</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>PC-2S (b)・(c)</td> <td>40</td> <td>12.0</td> <td>6.0</td> <td>45</td> <td>20or25</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>PC-2PS (b)・(c)</td> <td>40</td> <td>12.0</td> <td>6.0</td> <td>45</td> <td>20or25</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>T-1P^{*2}</td> <td>18</td> <td>8.0or15.0</td> <td>4.5</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>TRC-1^{*3}</td> <td>21or24</td> <td>8.0~15.0</td> <td>4.5</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>280</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】記号 C：無筋コンクリート RC：鉄筋コンクリート PC：プレストレストコンクリート T：トンネルコンクリート P：ポンプ施工コンクリート（最少単位セメント量 270kg） S：海中、海上、飛沫帯コンクリート (a)：海中 (b)：海上及び大気中 (c)：飛沫帯</p> <p>【注2】海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。 *1 井筒底版の水中コンクリート（C-9）の空気量は、完全に水中又は地下に没する場合は4.0%とする。 *2 T-1Pについては、アーチ部はスランプ15cm、インバート部はスランプ8cmを標準とする。 *3 TRC-1については、坑口部や巻出部のアーチ部で、一般型枠を使用の場合はスランプ8cm、スライディングセントル等を使用の場合はスランプ15cmを標準とする。</p> <p>【省略】</p>	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最小単位セメント量 kg/m ³	C-1	—	8.0	4.5	—	20or25	—	C-1P	—	8.0	4.5	—	20or25	270	【省略】							PC-1S (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-1PS (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-2	40	12.0	5.0	50	20or25	280	PC-2P	40	12.0	5.0	50	20or25	280	PC-2S (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-2PS (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330	T-1P ^{*2}	18	8.0or15.0	4.5	60	40	270	TRC-1 ^{*3}	21or24	8.0~15.0	4.5	60	40	280	<p>表内、字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最小単位セメント量 kg/m ³																																																																																																																																																													
C-1	—	8.0	4.5	—	20or25	—																																																																																																																																																													
C-1P	—	8.0	4.5	—	20or25	270																																																																																																																																																													
【省略】																																																																																																																																																																			
PC-1S (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330																																																																																																																																																													
PC-1PS (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330																																																																																																																																																													
PC-2	40	12.0	5.0	50	20or25	280																																																																																																																																																													
PC-2P	40	12.0	5.0	50	20or25	280																																																																																																																																																													
PC-2S (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330																																																																																																																																																													
PC-2PS (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330																																																																																																																																																													
T-1P ^{*2}	18	8.0or15.0	4.5	60	40	270																																																																																																																																																													
記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最小単位セメント量 kg/m ³																																																																																																																																																													
C-1	—	8.0	4.5	—	20or25	—																																																																																																																																																													
C-1P	—	8.0	4.5	—	20or25	270																																																																																																																																																													
【省略】																																																																																																																																																																			
PC-1S (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330																																																																																																																																																													
PC-1PS (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330																																																																																																																																																													
PC-2	40	12.0	5.0	50	20or25	280																																																																																																																																																													
PC-2P	40	12.0	5.0	50	20or25	280																																																																																																																																																													
PC-2S (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330																																																																																																																																																													
PC-2PS (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330																																																																																																																																																													
T-1P ^{*2}	18	8.0or15.0	4.5	60	40	270																																																																																																																																																													
TRC-1 ^{*3}	21or24	8.0~15.0	4.5	60	40	280																																																																																																																																																													

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																										
<p>第10節 瀝青材料</p> <p>2-10-1 一般瀝青材料 【省略】</p> <p>2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-10-3-1、2、3の規定に適合しているものとする。 【省略】</p> <p style="text-align: center;">表2-10-3-3 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="201 604 1181 886"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th></th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td>℃</td> <td>230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3以下</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃)</td> <td>g/cm³</td> <td>報 告</td> </tr> <tr> <td>組成分析</td> <td></td> <td>報 告</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</u></p> <p>【省略】</p>	項 目		標準的性状	動粘度 (60℃)	mm ² /s	80~1,000	引火点	℃	230以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以下	密度 (15℃)	g/cm ³	報 告	組成分析		報 告	<p>第10節 瀝青材料</p> <p>2-10-1 一般瀝青材料 【省略】</p> <p>2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-10-3-1、2、3の規定に適合しているものとする。 【省略】</p> <p style="text-align: center;">表2-10-3-3 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="1460 604 2439 886"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th></th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td>℃</td> <td>230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3以下</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃)</td> <td>g/cm³</td> <td>報 告</td> </tr> <tr> <td>組成分析</td> <td></td> <td>報 告</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>【省略】</p>	項 目		標準的性状	動粘度 (60℃)	mm ² /s	80~1,000	引火点	℃	230以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以下	密度 (15℃)	g/cm ³	報 告	組成分析		報 告	<p>字句の追加</p>
項 目		標準的性状																																										
動粘度 (60℃)	mm ² /s	80~1,000																																										
引火点	℃	230以上																																										
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下																																										
薄膜加熱質量変化率	%	±3以下																																										
密度 (15℃)	g/cm ³	報 告																																										
組成分析		報 告																																										
項 目		標準的性状																																										
動粘度 (60℃)	mm ² /s	80~1,000																																										
引火点	℃	230以上																																										
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下																																										
薄膜加熱質量変化率	%	±3以下																																										
密度 (15℃)	g/cm ³	報 告																																										
組成分析		報 告																																										

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第12節 目地材料</p> <p>2-12-1 注入目地材 【省略】</p> <p>2-12-2 目地材</p> <p>1 目地材の種類などは、設計図書によるものとし、規格及び試験方法は表2-12-2の通りとする。 【省略】</p> <p>2 目地材の試験方法</p> <p>(1) アスファルト系 【省略】</p> <p>(2) ゴム発泡体</p> <p>(ア) 1/2 圧縮強度・・・・・・・・・・KDKS0607 による。 (イ) 50%復元率・・・・・・・・・・KDKS0607 による。 (ウ) 見かけ密度・・・・・・・・・・JIS K 6767 による。 (エ) 硬度・・・・・・・・・・<u>JIS K 6253</u> による。</p> <p>(3) 樹脂発泡体</p> <p>(ア) 1/2 圧縮強度・・・・・・・・・・KDKS0607 による。 (イ) 50%復元率・・・・・・・・・・KDKS0607 による。 (ウ) 見かけ密度・・・・・・・・・・JIS K 6767 による。 (エ) 硬度・・・・・・・・・・<u>JIS K 6253</u> による。 _____</p> <p>【省略】</p>	<p>第12節 目地材料</p> <p>2-12-1 注入目地材 【省略】</p> <p>2-12-2 目地材</p> <p>1 目地材の種類などは、設計図書によるものとし、規格及び試験方法は表2-12-2の通りとする。 【省略】</p> <p>2 目地材の試験方法</p> <p>(1) アスファルト系 【省略】</p> <p>(2) ゴム発泡体</p> <p>(ア) 1/2 圧縮強度・・・・・・・・・・KDKS0607 による。 (イ) 50%復元率・・・・・・・・・・KDKS0607 による。 (ウ) 見かけ密度・・・・・・・・・・JIS K 6767 による。 (エ) 硬度・・・・・・・・・・<u>SRIS0101</u> による。</p> <p>(3) 樹脂発泡体</p> <p>(ア) 1/2 圧縮強度・・・・・・・・・・KDKS0607 による。 (イ) 50%復元率・・・・・・・・・・KDKS0607 による。 (ウ) 見かけ密度・・・・・・・・・・JIS K 6767 による。 (エ) 硬度・・・・・・・・・・<u>SRIS0101</u> による。<u>(アスカーC型使用)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の削除、改正</p>

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																
<p>第 14 節 道路標識及び区画線 2-14-1 道路標識</p> <p>1 共通仕様書に示されないものについては道路標識設置基準・同解説及び道路標識ハンドブックによるものとする。</p> <p>2 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標 示 板</p> <p>JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)</p> <p>JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;">表 2-14-1-2 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="201 730 1172 1167"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	16	8.0	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	11	7.0	40°	95	64	13	11	7.0	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	<p>第 14 節 道路標識及び区画線 2-14-1 道路標識</p> <p>1 共通仕様書に示されないものについては道路標識設置基準・同解説及び道路標識ハンドブックによるものとする。</p> <p>2 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標 示 板</p> <p>JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板 <u> </u>)</p> <p>JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;">表 2-14-1-2 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="1460 730 2430 1167"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	16	8.0	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	12	8.0	40°	95	64	13	11	7.0	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	<p>字句の追加</p> <p>表内、数値の改正</p>
観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																												
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																												
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																												
	40°	110	70	16	16	8.0																																																																																																																												
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																												
	30°	100	67	14	11	7.0																																																																																																																												
	40°	95	64	13	11	7.0																																																																																																																												
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																												
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																												
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																												
観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																												
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																												
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																												
	40°	110	70	16	16	8.0																																																																																																																												
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																												
	30°	100	67	14	12	8.0																																																																																																																												
	40°	95	64	13	11	7.0																																																																																																																												
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																												
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																																												
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																												

新 旧 对 照 表

3 一般施工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(14) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 <u>(令和 3 年 3 月)</u></p> <p>【省略】</p> <p>(24) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 <u>(令和 3 年 10 月)</u></p> <p>【省略】</p> <p>(30) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) <u>(令和 3 年 4 月)</u></p> <p>【省略】</p> <p><u>(48) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(14) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 _____ <u>(平成 28 年 12 月)</u></p> <p>【省略】</p> <p>(24) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 <u>(平成 24 年 4 月)</u></p> <p>【省略】</p> <p>(30) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) <u>(平成 24 年 3 月)</u></p> <p>【省略】</p> <p>_____ _____</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の追加 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-2 材 料</p> <p>1 アスカーブ 【省略】</p> <p>4 路側防護柵（塗装） 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、溶融亜鉛メッキ法により、亜鉛メッキを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、メッキ面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 【省略】</p> <p>(7) <u>以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</u></p> <p>① <u>凍結防止剤を散布する区間</u> ② <u>交通量が非常に多い期間</u> ③ <u>海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）</u> ④ <u>温泉地帯など</u> ⑤ <u>雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</u></p> <p>5 路側防護柵（亜鉛メッキ） 亜鉛メッキ地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛メッキを施さなければならない。 (2) 受注者は、メッキの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）<u>HDZT77の膜厚77μm（旧HDZ55の550g/m²（片面の付着量））</u>以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく<u>HDZT49の膜厚49μm（旧HDZ35の350g/m²（片面の付着量））</u>以上としなければならない。 【省略】</p>	<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-2 材 料</p> <p>1 アスカーブ 【省略】</p> <p>4 路側防護柵（塗装） 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、溶融亜鉛メッキ法により、亜鉛メッキを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、メッキ面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 【省略】</p> <p>(7) <u>鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u></p> <p>① <u>海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u> ② <u>雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u> ③ <u>路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p> <p>5 路側防護柵（亜鉛メッキ） 亜鉛メッキ地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛メッキを施さなければならない。 (2) 受注者は、メッキの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）<u>2種（HDZ55）の550g/m²（片面の付着量）</u>以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく<u>2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量）</u>以上としなければならない。 【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>字句の追加</p> <p>”</p> <p>字句の改正</p> <p>”</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>6 視線誘導標</p> <p>受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。</p> <p>(1) 反 射 体</p> <p>① 受注者は、形状が丸型で直径 70 mm以上 100 mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>⑤ 亜鉛メッキ地肌のままの場合</p> <p>受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付け金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <u>HDZT49 の膜厚 49 μm (旧 HDZ35 の 350 g/m² (片面の付着量))</u> 以上の溶融亜鉛メッキを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛メッキで表面処理をしなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>6 視線誘導標</p> <p>受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。</p> <p>(1) 反 射 体</p> <p>① 受注者は、形状が丸型で直径 70 mm以上 100 mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>⑤ 亜鉛メッキ地肌のままの場合</p> <p>受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付け金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <u>2種 (HDZ35) の 350 g/m² (片面の付着量)</u> 以上の溶融亜鉛メッキを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛メッキで表面処理をしなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>3-3-9 小型標識工</p> <p>1 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>15 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）<u>（HDZT77）の膜厚 77 μm（旧 HDZ55）</u>の 550 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2 mm以上 6 mm未満の鋼材については2種 <u>（HDZT63）膜厚 63 μm（旧 HDZ45）</u>の 450g/m²（片面の付着量）以上、厚さ 3.2 mm未満の鋼材については2種 <u>（HDZT49）膜厚 49 μm（旧 HDZ35）</u>の 350 g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3-3-10 防止柵工</p> <p>1 受注者は、防止柵を施工するに当たり、地下埋設物の影響等現地の状況により、設計図書に定められた位置に支障がある場合、又は位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、支柱の施工に当たって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。</p> <p>3 塗装を行わずに、亜鉛メッキ地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛メッキを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種 <u>（HDZT49）膜厚 49 μm（旧 HDZ35 の 350 g/m²（片面の付着量））</u>以上となるよう施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>3-3-9 小型標識工</p> <p>1 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>15 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）<u>2種の（HDZ55）</u> 550 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2 mm以上 6 mm未満の鋼材については2種 <u>（HDZ45）</u> 450g/m²（片面の付着量）以上、厚さ 3.2 mm未満の鋼材については2種 <u>（HDZ35）</u> 350 g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3-3-10 防止柵工</p> <p>1 受注者は、防止柵を施工するに当たり、地下埋設物の影響等現地の状況により、設計図書に定められた位置に支障がある場合、又は位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、支柱の施工に当たって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。</p> <p>3 塗装を行わずに、亜鉛メッキ地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛メッキを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種 <u>（HDZ35）の 350 g/m²（片面付着量）</u>以上となるよう施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-4-4 既製杭工</p> <p>1 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。 【省略】</p> <p>13 受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、以下の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既製コンクリートくい の施工標準) の規格によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくい の施工標準) の規定によ らなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくい の施工標準) の規定によらな ければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>14 受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201 (既製コンクリートくい の施工標準) ⑧. 施工 8.3 くい施工で、8.3.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又 は、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持 層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は、 遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-4-4 既製杭工</p> <p>1 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。 【省略】</p> <p>13 受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、以下の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートく いの施工標準) の規格によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい の施工標準) の規定に よらなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい の施工標準) の規定によらな ければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>14 受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい の施工標準) ⑧. 施工 8.3 くい施工で、8.3.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式 又は、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支 持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は、 遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

4 土工

改 正	現 行	備 考																																			
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第3節 道路土工 4-3-1 一般事項</p> <p>1 本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、路肩盛土工（二次施工分）、法面整形工、作業残土処理工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>14 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表4-3-1-2に従い施工しなければならない。切土の法頭又は、盛土の法尻の外側1m程度とする。ただし、道路敷地の範囲を超えてはならない。切土の法頭については、側溝等を設置する場合以外、除根を要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">表4-3-1-2 伐開除根作業（道路）</p> <table border="1" data-bbox="189 779 1199 919"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・笹類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2" style="color: red;">除去</td> <td rowspan="2" style="color: red;">抜根除去</td> <td rowspan="2" style="color: red;">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>4-3-3 路体盛土工</p> <p>1 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>8 受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。段切の寸法は、原地盤が土砂の場合は最小高さ <u>0.5m</u>、最小幅 <u>1.0m</u>、原地盤が岩の場合、岩表面に垂直に最小<u>高さ0.4m</u>を標準 <u> </u>とする。</p> <p>【省略】</p>	区 分	種 別				雑草・笹類	倒木	古根株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第3節 道路土工 4-3-1 一般事項</p> <p>1 本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、路肩盛土工（二次施工分）、法面整形工、作業残土処理工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>14 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表4-3-1-2に従い施工しなければならない。切土の法頭又は、盛土の法尻の外側1m程度とする。ただし、道路敷地の範囲を超えてはならない。切土の法頭については、側溝等を設置する場合以外、除根を要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">表4-3-1-2 伐開除根作業（道路）</p> <table border="1" data-bbox="1445 779 2454 919"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・笹類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td style="color: red;">除去</td> <td style="color: red;">根元で切り取る</td> <td style="color: red;">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> <td style="color: red;">除去</td> <td style="color: red;">除 根</td> <td style="color: red;">同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>4-3-3 路体盛土工</p> <p>1 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>8 受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。段切の寸法は、原地盤が土砂の場合最小高さ <u>50 cm</u>、最小幅 <u>100 cm程度以上</u>、原地盤が岩の場合、岩表面に垂直に最小 <u>40 cm程度以上を標準とするもの</u>とする。</p> <p>【省略】</p>	区 分	種 別				雑草・笹類	倒木	古根株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	除去	除 根	同左	<p>表内、字句の改正</p> <p>字句の削除及び改正</p>
区 分		種 別																																			
	雑草・笹類	倒木	古根株	立木																																	
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																	
盛土高1m以下の場合	根からすき取る																																				
区 分	種 別																																				
	雑草・笹類	倒木	古根株	立木																																	
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																	
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	除去	除 根	同左																																	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																						
<p>4-3-9 盛土補強工</p> <p>1 盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることで、土木安定シート・ネットの敷設、ジオテキスタイル補強土壁に適用する。</p> <p>2 盛土材の品質については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、盛土材料の品質について、設計との照査を行わなければならない。</p> <p><u>3 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。</u></p> <p>4 受注者は、安定シート材と盛土が一体化して所定の効果が発揮できるように施工しなければならない。</p> <p>5 ジオテキスタイル補強土壁については、14-6-9 補強土壁工の規定による。</p> <p>【省略】</p> <p>第5節 河川・海岸土工</p> <p>4-5-1 一般事項</p> <p>1 本節は、河川・海岸土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、作業残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>10 受注者は、設計図書に示さない場合には、表4-5-1に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-5-1 伐開除根作業（河川）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・笹類</th> <th>倒 木</th> <th>古根株</th> <th>立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工に関係ない用地内 <u>利用土としない切土箇所</u> 軟弱地盤</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除 去</td> <td>根<u>元</u>で切り取る</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>河川築堤盛土 (軟弱地盤を除く) 土取場</td> <td>根からすきとる</td> <td>除 去</td> <td><u>抜根除去</u></td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	区 分	種 別				雑草・笹類	倒 木	古根株	立 木	土工に関係ない用地内 <u>利用土としない切土箇所</u> 軟弱地盤	地面で刈り取る	除 去	根 <u>元</u> で切り取る	同 左	河川築堤盛土 (軟弱地盤を除く) 土取場	根からすきとる	除 去	<u>抜根除去</u>	同 左	<p>4-3-9 盛土補強工</p> <p>1 盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることで、土木安定シート・ネットの敷設、ジオテキスタイル補強土壁に適用する。</p> <p>2 盛土材の品質については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、盛土材料の品質について、設計との照査を行わなければならない。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p><u>3</u> 受注者は、安定シート材と盛土が一体化して所定の効果が発揮できるように施工しなければならない。</p> <p>4 ジオテキスタイル補強土壁については、14-6-9 補強土壁工の規定による。</p> <p>【省略】</p> <p>第5節 河川・海岸土工</p> <p>4-5-1 一般事項</p> <p>1 本節は、河川・海岸土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、作業残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>10 受注者は、設計図書に示さない場合には、表4-5-1に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-5-1 伐開除根作業（河川）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・笹類</th> <th>倒 木</th> <th>古根株</th> <th>立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工に関係ない用地内 <u>軟弱地盤</u></td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除 去</td> <td>根<u>本</u>で切り取る</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>河川築堤盛土 (軟弱地盤を除く) 土取場</td> <td>根からすきとる</td> <td>除 去</td> <td><u>除根</u></td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	区 分	種 別				雑草・笹類	倒 木	古根株	立 木	土工に関係ない用地内 <u>軟弱地盤</u>	地面で刈り取る	除 去	根 <u>本</u> で切り取る	同 左	河川築堤盛土 (軟弱地盤を除く) 土取場	根からすきとる	除 去	<u>除根</u>	同 左	<p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>表内、字句の追加及び改正</p>
区 分		種 別																																						
	雑草・笹類	倒 木	古根株	立 木																																				
土工に関係ない用地内 <u>利用土としない切土箇所</u> 軟弱地盤	地面で刈り取る	除 去	根 <u>元</u> で切り取る	同 左																																				
河川築堤盛土 (軟弱地盤を除く) 土取場	根からすきとる	除 去	<u>抜根除去</u>	同 左																																				
区 分	種 別																																							
	雑草・笹類	倒 木	古根株	立 木																																				
土工に関係ない用地内 <u>軟弱地盤</u>	地面で刈り取る	除 去	根 <u>本</u> で切り取る	同 左																																				
河川築堤盛土 (軟弱地盤を除く) 土取場	根からすきとる	除 去	<u>除根</u>	同 左																																				

新 旧 対 照 表

5 無筋・鉄筋コンクリート

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第6節 運搬・打設 5-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-6-5 締固め 1 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレーターを使用しなければならない。 2 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。 3 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリートに10cmほど挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。 <u>4 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工計画書に記載しなければならない。</u> 【省略】</p> <p>第7節 鉄筋工 5-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-7-6 ガス圧接 1 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 <u>〔またはこれと同等以上（社団法人日本圧接協会が実施する手動ガス圧接工技量資格検定試験（2種以上））の検定試験〕に合格した者</u> でなければならない。 また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法を、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。また圧接工の技量の確認に関して工事監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第6節 運搬・打設 5-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-6-5 締固め 1 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレーターを使用しなければならない。 2 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。 3 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリートに10cmほど挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。 【省略】</p> <p>第7節 鉄筋工 5-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-7-6 ガス圧接 1 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 <u>の技量を有する技術者</u> でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法を、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。また圧接工の技量の確認に関して工事監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

7 管水路工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 7-2-1 適用すべき諸基準 【省略】</p> <p>7-2-2 一般事項 1 運搬及び保管 【省略】 2 布設接合 (1) 受注者は、管の布設に先立ち管番号を記載した管割図を作成し事前に工事監督員の承諾を得るとともに、管布設時には、管体にも同じ番号をマーキングし施工するものとする。なお、布設にともない、管割が変更となった場合は、修正した管割図を作成し工事監督員に提出するものとする。 【省略】</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則 74 条の2及び労働安全衛生規則第 164 条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第 480 号、平成4年10月1日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発 0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。 _____</p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<u>基床部内</u>に捨梁を存置してはならない。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 7-2-1 適用すべき諸基準 【省略】</p> <p>7-2-2 一般事項 1 運搬及び保管 【省略】 2 布設接合 (1) 受注者は、管の布設に先立ち管番号を記載した管割図を作成し事前に工事監督員の承諾を得るとともに、管布設時には、管体にも同じ番号をマーキングし施工するものとする。なお、布設にともない、管割が変更となった場合は、修正した管割図を作成し工事監督員に提出するものとする。 【省略】</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則 74 条の2及び労働安全衛生規則第 164 条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第 480 号、平成4年10月1日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発 0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。<u>なお、管長が5m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起し等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。</u></p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<u>砂基礎内</u>に捨梁を存置してはならない。 【省略】</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第5節 管体工</p> <p>7-5-1 コンクリート管類設置工 【省略】</p> <p>7-5-5 鋼管布設工</p> <p>1 工場製作 【省略】</p> <p>2 据 付 (1) 据 付 【省略】</p> <p>(3) 塗 覆 装</p> <p>① 継手溶接部の内外面塗装は、本項1 工場製作(3)塗覆装の規定による。なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わない<u>ことを原則</u>とする。<u>ただし、内面塗装の施工管理、品質管理、安全管理が確実に行われる場合はこの限りではない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第5節 管体工</p> <p>7-5-1 コンクリート管類設置工 【省略】</p> <p>7-5-5 鋼管布設工</p> <p>1 工場製作 【省略】</p> <p>2 据 付 (1) 据 付 【省略】</p> <p>(3) 塗 覆 装</p> <p>① 継手溶接部の内外面塗装は、本項1 工場製作(3)塗覆装の規定による。なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わない<u>もの</u>とする。<u>_____</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正 字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

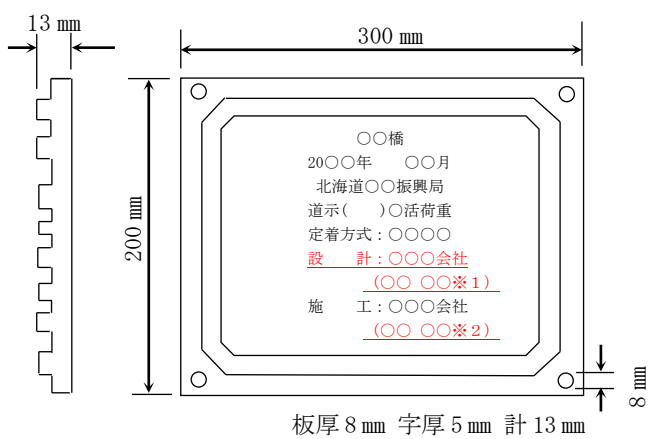
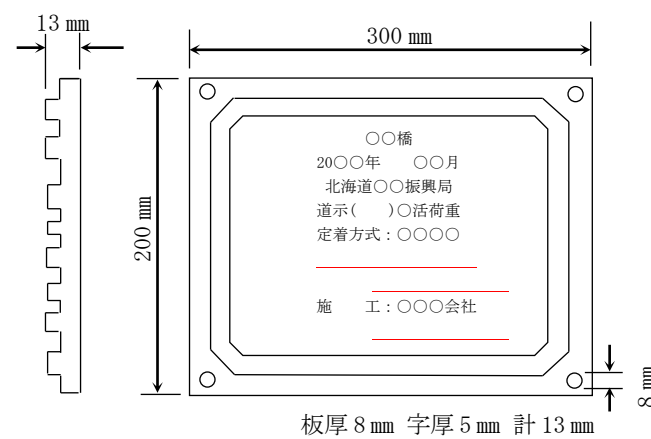
9 コンクリート橋上部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 9-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p><u>(14) 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和 45 年 4 月)</u> <u>(15) 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和 59 年 4 月)</u> <u>(16) 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和 3 年 10 月)</u></p> <p>【省略】</p> <p>第4節 PC橋工 9-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-4-2 プレテンション桁製作工（購入工） 1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。 2 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1) PC鋼材についた油、土及びごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。 (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/mm²以上であることを確認し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 9-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【省略】</p> <p>第4節 PC橋工 9-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-4-2 プレテンション桁製作工（購入工） 1 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。 2 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1) PC鋼材についた油、土及びごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。 (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、35N/mm²以上であることを確認し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>数値の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>9-4-3 ポストテンション桁製作工</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。 【省略】</p> <p>3 受注者は、PC緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 【省略】</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・<u>コンクリート部材編</u>)17.11(PC鋼材工及び緊張工)」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>第6節 PCホロースラブ橋工</p> <p>9-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-6-4 PCホロースラブ製作工</p> <p>1 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。 【省略】</p>	<p>9-4-3 ポストテンション桁製作工</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。 【省略】</p> <p>3 受注者は、PC緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 【省略】</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)・20.8(PC鋼材工及び緊張工)」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>第6節 PCホロースラブ橋工</p> <p>9-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-6-4 PCホロースラブ製作工</p> <p>1 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止措置を設置しなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

改 正	現 行	備 考
<p>第12節 橋梁付属物工</p> <p>9-12-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-12-8 銘板工</p> <p>1 橋歴板</p> <p>(1) 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法、記載事項及び位置については、次図によらなければならない。<u>ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>  <p>板厚8mm 字厚5mm 計13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名 ※2 監理技術者氏名</p> <p>図9-12-8-1 橋 歴 板</p> <p>【省略】</p>	<p>第12節 橋梁付属物工</p> <p>9-12-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-12-8 銘板工</p> <p>1 橋歴板</p> <p>(1) 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法、記載事項及び位置については、次図によらなければならない。_____</p>  <p>板厚8mm 字厚5mm 計13mm</p> <p>*既製桁の場合、定着方式はプレテンション方式と記入するとともに、桁製作者名と施工業者名を記入するものとする。</p> <p>図9-12-8-1 橋 歴 板</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>詳細図内、字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

10 鋼橋上部

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 10 章 鋼橋上部仕様書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p> 10-1-1 適 用.....</p> <p>【省略】</p> <p>第 7 節 橋梁付属物工</p> <p> 10-7-1 一般事項.....</p> <p> 10-7-2 伸縮装置工.....</p> <p> 10-7-3 落橋防止装置工.....</p> <p> <u>10-7-4 落橋防止装置等の溶接.....</u></p> <p> 10-7-<u>5</u> 排水装置工.....</p> <p> 10-7-<u>6</u> 地 覆 工.....</p> <p> 10-7-<u>7</u> 橋梁用防護柵工.....</p> <p> 10-7-<u>8</u> 橋梁用高欄工.....</p> <p> 10-7-<u>9</u> 検査路工.....</p> <p> 10-7-<u>10</u> 銘 板 工.....</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 鋼橋上部仕様書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p> 10-1-1 適 用.....</p> <p>【省略】</p> <p>第 7 節 橋梁付属物工</p> <p> 10-7-1 一般事項.....</p> <p> 10-7-2 伸縮装置工.....</p> <p> 10-7-3 落橋防止装置工.....</p> <hr/> <p> 10-7-<u>4</u> 排水装置工.....</p> <p> 10-7-<u>5</u> 地 覆 工.....</p> <p> 10-7-<u>6</u> 橋梁用防護柵工.....</p> <p> 10-7-<u>7</u> 橋梁用高欄工.....</p> <p> 10-7-<u>8</u> 検査路工.....</p> <p> 10-7-<u>9</u> 銘 板 工.....</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加 番号の改正</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 10-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 <u>(令和 2 年 9 月)</u></p> <p>(6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)</p> <p>(7) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 5 月)</p> <p>(8) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)</p> <p>(9) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/<u>ボラードの設置便覧</u> <u>(令和 3 年 3 月)</u></p> <p>(10) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和 54 年 1 月)</p> <p>(11) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 3 年 7 月)</p> <p>(12) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 19 年 3 月)</p> <p>(13) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧 <u>(令和 2 年 9 月)</u></p> <p>(14) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月)</p> <p>(15) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p> <p><u>(16) 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧</u> <u>(昭和 45 年 4 月)</u></p> <p><u>(17) 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説</u> <u>(昭和 59 年 4 月)</u></p> <p><u>(18) 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧</u> <u>(令和 3 年 10 月)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 10-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 <u>(昭和 55 年 8 月)</u></p> <p>(6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)</p> <p>(7) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 5 月)</p> <p>(8) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)</p> <p>(9) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>(平成 28 年 12 月)</u></p> <p>(10) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和 54 年 1 月)</p> <p>(11) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 3 年 7 月)</p> <p>(12) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 19 年 3 月)</p> <p>(13) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計 <u>指針</u> <u>(平成 14 年 3 月)</u></p> <p>(14) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月)</p> <p>(15) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

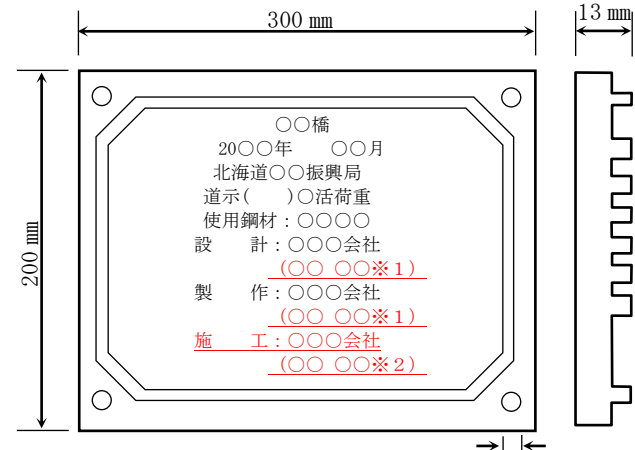
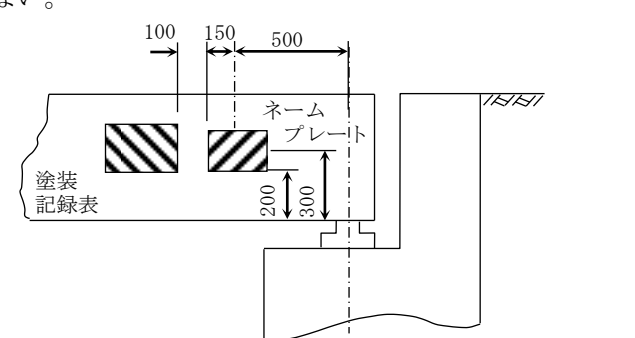
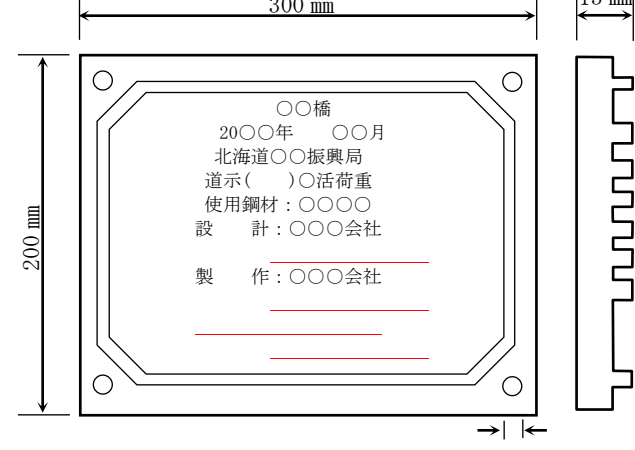
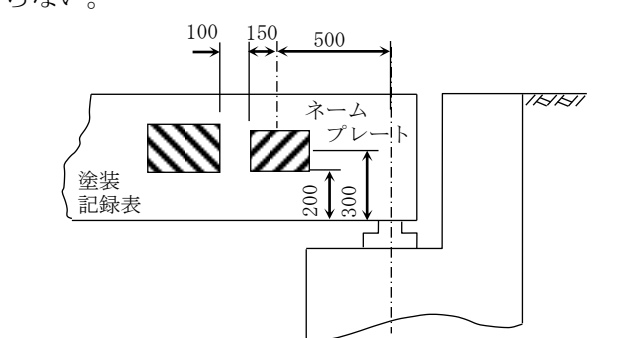
改 正	現 行	備 考
<p>第3節 工場製作工</p> <p>10-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-3-8 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1 製作加工 (1) 亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 【省略】</p> <p>(2) 亜鉛メッキ地肌のままの場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後熔融亜鉛メッキを施さなければならない。</p> <p>② 受注者は、メッキ付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（熔融亜鉛めっき）<u>（HDZT77）の膜厚 77 μm（旧 HDZ55）</u> の 550 g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく <u>（HDZT49）の膜厚 49 μm（旧 HDZ35）</u> の 350 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第4節 鋼橋架設工</p> <p>10-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-4-2 材 料</p> <p>1 受注者は、設計図書に定めた仮設建造物の材料の選定に当たっては、次の項目について調査し材料の品質・性能を確認しなければならない。</p> <p>(1) 仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) 部材の腐食、変形などの有無とその度合の調査に対する条件（既往の使用状態等）</p> <p>2 受注者は、仮設建造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p> <p>3 受注者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 著しい変化、腐食のある部材は、交換するか補修を行うものとする。</p> <p>(2) 変形は、部材長の 1/1000 以下に矯正して使用するものとする。なお、架設時の<u>材料の特性値</u>は、道路橋示方書・同解説<u>（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第4章 材料の特性値</u>によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第3節 工場製作工</p> <p>10-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-3-8 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1 製作加工 (1) 亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 【省略】</p> <p>(2) 亜鉛メッキ地肌のままの場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後熔融亜鉛メッキを施さなければならない。</p> <p>② 受注者は、メッキ付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（熔融亜鉛めっき）<u>2種の（HDZ55）</u> の 550 g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく <u>2種（HDZ35）</u> の 350 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第4節 鋼橋架設工</p> <p>10-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-4-2 材 料</p> <p>1 受注者は、設計図書に定めた仮設建造物の材料の選定に当たっては、次の項目について調査し材料の品質・性能を確認しなければならない。</p> <p>(1) 仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) 部材の腐食、変形などの有無とその度合の調査に対する条件（既往の使用状態等）</p> <p>2 受注者は、仮設建造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p> <p>3 受注者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 著しい変化、腐食のある部材は、交換するか補修を行うものとする。</p> <p>(2) 変形は、部材長の 1/1000 以下に矯正して使用するものとする。なお、架設時の<u>許容応力度</u>は、道路橋示方書・同解説<u>（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）第3章 3. 1一般及び 3. 2鋼材の許容応力度</u>によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>”</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p>”</p>

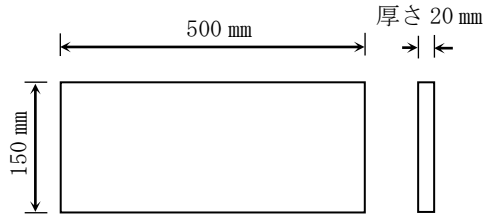
新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第7節 橋梁付属物工</p> <p>10-7-1 一般事項 本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>10-7-2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、9-12-2 伸縮装置工の規定による。</p> <p>10-7-3 落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p>10-7-4 落橋防止装置等の溶接</p> <p><u>1 溶接種別の確認</u></p> <p><u>(1) 受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」とする）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、農業土木工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に従い、工事監督員に確認しなければならない。なお、設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の設計図面における溶接種別の更なる明確化」および「落橋防止装置等の設計の合理化」を踏まえて実施しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が設計図書の内容を正確に認識していることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 落橋防止装置等の製作</u></p> <p><u>(1) 落橋防止装置等の製作については、農業土木工事共通仕様書「3-3-14 桁製作工」に準じて行わなければならない。</u></p> <p><u>3 溶接施工について</u></p> <p><u>(1) 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければならない。なお、当該分野について IS09001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認を行うとともに、製作会社から溶接施工要領書を提出させ、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければならない。IS09001 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告（平成 27 年 12 月 22 日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成 27 年 12 月 22 日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付しなければならない。</u></p>	<p>第7節 橋梁付属物工</p> <p>10-7-1 一般事項 本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>10-7-2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、9-12-2 伸縮装置工の規定による。</p> <p>10-7-3 落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">[追加]</p>	<p>項目の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><u>4 溶接検査について</u></p> <p><u>(1) 受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部さずの非破壊試験検査を受注者自身 或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管 理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行わなければならない。</u></p> <p><u>(3) 内部さずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－ 技術者の資格及び認証）の資格を有した者でなければならない。なお、資格証明書（写）を施工計 画書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊検査は全数を対象 に溶接継手全長の検査を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(5) 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の検査会社として使用する場合、超音波探傷 試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当 該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければ ならない。IS09001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。</u></p> <p><u>5 抜き打ち非破壊試験検査について</u></p> <p><u>(1) 本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注 者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに工事監督員に 報告するものとし、据付等の実施については工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(2) 上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は、落橋防止装置等の完全溶込み 溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施 し、その結果を工事監督員に報告しなければならない。また、受注者は不合格となった原因と対策 及び補修方法を書面にて工事監督員へ提出のうえ、補修作業を実施すること。補修作業終了後、受 注者は再検査を実施し、工事監督員へ検査結果の報告を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 抜き打ち検査実施時に、工事監督員より製作者及び受注者が実施した検査結果の提示を求める ことがあるので、受注者は検査結果書類の整理について留意すること。</u></p> <p><u>6 施工体制台帳の記載</u></p> <p><u>(1) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を 記載しなければならない。</u></p> <p><u>7 検査等に合格した場合における契約不適合の取扱い</u></p> <p><u>(1) 検査（中間検査・完成検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に 合格しても、後に施工不良等が判明した場合は、受注者の契約不適合責任が免責されるものではな い。</u></p>	<p>[追加]</p>	<p>項目の追加</p>

改 正	現 行	備 考
<p>10-7-5 排水装置工 排水装置工の施工については、9-12-3 排水装置工の規定による。</p> <p>10-7-6 地覆工 地覆工の施工については、9-12-4 地覆工の規定による。</p> <p>10-7-7 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、9-12-5 橋梁用防護柵工の規定による。</p> <p>10-7-8 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、9-12-6 橋梁用高欄工の規定による。</p> <p>10-7-9 検査路工 受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い正しい位置に設置しなければならない。</p> <p>10-7-10 銘板工 1 橋歴板工 (1) 受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、下図によらなければならない。</p>  <p style="text-align: center;">板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13 mm</p> <p><u>※1 管理技術者氏名 ※2 監理技術者氏名</u> <u>歩道橋の場合は、「道示()B活荷重」にかえて「立体横断施設技術基準()とする。</u></p> <p style="text-align: center;">図 10-7-10-1 橋歴板</p> <p>(2) 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、下図によらなければならない。</p>  <p style="text-align: center;">図 10-7-10-2 橋歴板の取付け位置</p> <p>(3) 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。</p>	<p>10-7-4 排水装置工 排水装置工の施工については、9-12-3 排水装置工の規定による。</p> <p>10-7-5 地覆工 地覆工の施工については、9-12-4 地覆工の規定による。</p> <p>10-7-6 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、9-12-5 橋梁用防護柵工の規定による。</p> <p>10-7-7 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、9-12-6 橋梁用高欄工の規定による。</p> <p>10-7-8 検査路工 受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い正しい位置に設置しなければならない。</p> <p>10-7-9 銘板工 1 橋歴板工 (1) 受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、下図によらなければならない。</p>  <p style="text-align: center;">板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13 mm</p> <p><u>既製桁の場合は、桁製作者と施工業者名を記入する。</u></p> <p style="text-align: center;">図 10-7-9-1 橋歴板</p> <p>(2) 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、下図によらなければならない。</p>  <p style="text-align: center;">図 10-7-9-2 橋歴板の取付け位置</p> <p>(3) 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>詳細図内、字句の追加</p> <p>字句の改正 字句の追加 番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

改 正	現 行	備 考
<p>2 橋名板工 (1) 受注者は、橋名板の作成については、材質は設計図書によるものとし、寸法は下図によらなければならない。</p>  <p>図 10-7-<u>10</u>-3 橋名板</p> <p>【省略】</p> <p>第9節 橋梁舗装工 10-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-9-3 橋面防水工 1 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章 設計・照査 4.2 照査（日本道路協会）の規定によらなければならない。 【省略】</p> <p>5 受注者は、橋面防水工の施工に当たっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会）の規定及び <u>3-6-4 舗装準備工、3-6-5 アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。</u> 【省略】</p>	<p>2 橋名板工 (1) 受注者は、橋名板の作成については、材質は設計図書によるものとし、寸法は下図によらなければならない。</p>  <p>図 10-7-<u>9</u>-3 橋名板</p> <p>【省略】</p> <p>第9節 橋梁舗装工 10-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-9-3 橋面防水工 1 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章 設計・照査 4.2 照査（日本道路協会）の規定によらなければならない。 【省略】</p> <p>5 受注者は、橋面防水工の施工に当たっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会）の規定及び _____ 3-6-5 アスファルト舗装工の規定に <u>よらなければならない。</u> 【省略】</p>	<p>番号の改正</p> <p>字句の追加、改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

11 橋梁下部工

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第8節 橋梁付属物工 11-8-1 銘板工</p> <p>橋梁下部には原則として橋台、橋脚ごとに橋歴板を上流側の目視しやすい位置に取り付けるものとする。材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法は上部工に準ずるものとし記載事項は下記による。<u>ただし、記載する技術者の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>完成 ○○○○年○○月 下部型式 逆T字、扶壁式等 下部高 フーチング底面から沓座までの高さ 基礎型式 鋼管杭、ケーソン直接基礎等 杭概要 杭長、杭径、本数 設計業者 ○○○○ 会社 <u>（○○ ○○※1） ※1 管理技術者氏名</u> 施工業者 ○○○○ 会社 <u>（○○ ○○※2） ※2 監理技術者氏名</u></p>  <p><u>※1 管理技術者氏名 ※2 監理技術者氏名</u></p> <p>図11-8-1 橋歴板</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第8節 橋梁付属物工 11-8-1 銘板工</p> <p>橋梁下部には原則として橋台、橋脚ごとに橋歴板を上流側の目視しやすい位置に取り付けるものとする。材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法は上部工に準ずるものとし記載事項は下記による。_____</p> <p>完成 ○○○○年○○月 下部型式 逆T字、扶壁式等 下部高 フーチング底面から沓座までの高さ 基礎型式 鋼管杭、ケーソン直接基礎等 杭概要 杭長、杭径、本数 設計業者 ○○○○ 会社 _____</p> <p>施工業者 ○○○○ 会社 _____</p>  <p>_____</p> <p>図11-8-1 橋歴板</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>詳細図内、字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

14 道路

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用</p>	<p>第1節 適用</p>	
<p>14-1-1 適用 【省略】</p>	<p>14-1-1 適用 【省略】</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p>	
<p>14-2-1 適用すべき諸基準</p>	<p>14-2-1 適用すべき諸基準</p>	
<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p>	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p>	
<p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和 2年 4月)</p>	<p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和 2年 4月)</p>	
<p>(2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 (平成 17年 3月)</p>	<p>(2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 (平成 17年 3月)</p>	
<p>(3) 北海道農政部 水兼農道 設計指針 (昭和 62年 4月)</p>	<p>(3) 北海道農政部 水兼農道 設計指針 (昭和 62年 4月)</p>	
<p><u>(4) 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成 29年 3月)</u></p>		字句の追加
<p><u>(5) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 24年 5月)</u></p>	<p><u>(4) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 24年 5月)</u></p>	番号の改正
<p><u>(6) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成 22年 4月)</u></p>	<p><u>(5) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成 22年 4月)</u></p>	〃
<p><u>(7) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成 21年 6月)</u></p>	<p><u>(6) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成 21年 6月)</u></p>	〃
<p><u>(8) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24年 7月)</u></p>	<p><u>(7) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24年 7月)</u></p>	〃
<p><u>(9) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 21年版) (平成 22年 3月)</u></p>	<p><u>(8) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 21年版) (平成 22年 3月)</u></p>	〃
<p><u>(10) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11年 3月)</u></p>	<p><u>(9) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11年 3月)</u></p>	〃
<p><u>(11) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21年 6月)</u></p>	<p><u>(10) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21年 6月)</u></p>	〃
<p><u>(12) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成 12年 9月)</u></p>	<p><u>(11) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成 12年 9月)</u></p>	〃
<p><u>(13) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (改訂版第3版) (平成 25年 10月)</u></p>	<p><u>(12) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (改訂版第3版) (平成 25年 10月)</u></p>	〃
<p><u>(14) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成 29年 12月)</u></p>	<p><u>(13) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成 29年 12月)</u></p>	〃
<p><u>(15) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26年 5月)</u></p>	<p><u>(14) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26年 5月)</u></p>	〃
<p><u>(16) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (平成 25年 12月)</u></p>	<p><u>(15) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (平成 25年 12月)</u></p>	〃
<p><u>(17) 土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成 26年 8月)</u></p>	<p><u>(16) 土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成 26年 8月)</u></p>	番号の改正
<p><u>(18) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成 26年 8月)</u></p>	<p><u>(17) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成 26年 8月)</u></p>	番号の改正
<p><u>(19) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19年 10月)</u></p>	<p><u>(18) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19年 10月)</u></p>	番号の改正
<p><u>(20) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59年 10月)</u></p>	<p><u>(19) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59年 10月)</u></p>	〃
<p><u>(21) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和 55年 12月)</u></p>	<p><u>(20) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和 55年 12月)</u></p>	〃
<p><u>(22) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 (令和 3年 3月)</u></p>	<p><u>(21) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28年 12月)</u></p>	字句の追加、改正
<p><u>(23) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 2年 6月)</u></p>	<p><u>(22) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 2年 6月)</u></p>	番号の改正
<p><u>(24) 建設省 道路付属物の基礎について (昭和 50年 7月)</u></p>	<p><u>(23) 建設省 道路付属物の基礎について (昭和 50年 7月)</u></p>	〃
<p><u>(25) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 2年 5月)</u></p>	<p><u>(24) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 2年 5月)</u></p>	〃

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><u>(26) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編)</u> (平成 16 年 12 月)</p> <hr/> <p>(27) 土木学会 舗装標準示方書 (平成 27 年 10 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(44) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p> <p><u>(45) 日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック</u> (令和 3 年 3 月)</p> <p><u>(46) 日本道路協会 舗装種別選定の手引き</u> (令和 3 年 12 月)</p> <p>【省略】</p>	<p><u>(25) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編)</u> (平成 16 年 12 月)</p> <p><u>(26) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)</u> (平成 16 年 12 月)</p> <p>(27) 土木学会 舗装標準示方書 (平成 27 年 10 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(44) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p> <hr/> <hr/> <p>【省略】</p>	<p>番号の改正 字句の削除</p> <p>字句の追加 ”</p>
<p>第 13 節 防護柵工</p> <p>14-13-1 一般事項</p> <p>1 本節は、防護柵工として作業土工、防護柵工、防止柵工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、防護柵工の施工に当たって、「防護柵の設置基準・同解説/<u>ボラードの設置便覧</u> 4-1 施工の規定、道路土工要綱 第 5 章 施工計画の規定によらなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第 13 節 防護柵工</p> <p>14-13-1 一般事項</p> <p>1 本節は、防護柵工として作業土工、防護柵工、防止柵工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、防護柵工の施工に当たって、「防護柵の設置基準・同解説_____ 4-1 施工の規定、道路土工要綱 第 5 章 施工計画の規定によらなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>
<p>第 14 節 標識工</p> <p>14-14-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>14-14-2 材 料</p> <p>1 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、2-14-1 道路標識の規定による。</p> <p>2 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621 (一般用錆止めペイント) から JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に適合するものを用いる。</p> <p>3 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) STK400、JIS A 5525 (鋼管杭) SKK400 及び JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400 の規格に適合するものとする。</p> <p>4 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。<u>アルミニウム合金材の溶接作業は (一社) 軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準 (アルミニウム及びアルミニウム合金)」 ((一社) 日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格) を参考に行うことが望ましい。</u></p> <p>5 受注者は、標示板の下地処理に当たっては脱脂処理を行い。必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説 (国土交通省 令和元年 10 月)」による色彩と寸法で、表示しなければならない。<u>これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第 14 節 標識工</p> <p>14-14-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>14-14-2 材 料</p> <p>1 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、2-14-1 道路標識の規定による。</p> <p>2 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621 (一般用錆止めペイント) から JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に適合するものを用いる。</p> <p>3 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) STK400、JIS A 5525 (鋼管杭) SKK400 及び JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400 の規格に適合するものとする。</p> <p>4 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。_____</p> <hr/> <hr/> <p>5 受注者は、標示板の下地処理に当たっては脱脂処理を行い。必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説 (国土交通省 令和元年 10 月)」による色彩と寸法で、表示しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

26 たため池改修工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第3節 堤体工 26-3-1 雑物除去工 【省略】</p> <p>26-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>「建設汚泥処理土利用基準」</u>の第4種<u>処理</u>土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。なお、第4種<u>処理</u>土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>2 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、<u>「土壌汚染対策法」</u>を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は工事監督員と協議するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>第7節 浚渫工 26-7-1 土質改良工</p> <p>1 受注者は、浚渫に取りかかる前に目視によって現地の浚渫範囲を示した図面を作成すると共に、工事監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>9 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>「建設汚泥処理土利用基準」</u>第4種建設発生土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上<u>また</u>は一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>10 受注者は、浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、<u>「土壌汚染対策法」</u>を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は工事監督員と協議するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第3節 堤体工 26-3-1 雑物除去工 【省略】</p> <p>26-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>建設汚泥再生利用技術基準（案）</u>の第4種<u>建設発生</u>土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。なお、第4種<u>建設発生</u>土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>2 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、<u>「水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）」</u>を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は工事監督員と協議するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>第7節 浚渫工 26-7-1 土質改良工</p> <p>1 受注者は、浚渫に取りかかる前に目視によって現地の浚渫範囲を示した図面を作成すると共に、工事監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>9 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>建設汚泥再生利用技術基準（案）</u>の第4種建設発生土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上<u>若しくは</u>一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>10 受注者は、浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、<u>「水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）」</u>を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は工事監督員と協議するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

28 (参考資料)

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																								
<p style="text-align: center;">反転均平工法施工順序について</p> <p>1. 反転均平工法Ⅰ 例) 2枚の耕区を1枚に整地する場合。 【省略】</p> <p>1) 作業工程 【省略】</p> <p>2) 施工機械 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="172 642 1332 821"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>施工機械 (けん引機械+作業機械)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心土破碎</td> <td>ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ <u>(2本爪 作業幅 1.6m 5tクラス)</u></td> </tr> <tr> <td>反転耕起</td> <td>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー<u>仕様</u>)+レーザーブラウ(16インチ5連)</td> </tr> <tr> <td>運土・整地</td> <td>ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー<u>仕様</u>)+レーザーレベラー(作業幅: 5 m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>2. 反転均平工法Ⅱ 例) 2枚の耕区を1枚に整地する場合。(表土厚 25 cmの場合) 【省略】</p> <p>1) 作業工程 【省略】</p> <p>2) 施工機械 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="172 1262 1332 1614"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>施工機械 (けん引機械+作業機械)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心土破碎</td> <td>ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ</td> </tr> <tr> <td>反転耕起 (耕起深 35 cm未満)</td> <td>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー<u>仕様</u>) +レーザーブラウ(22インチ3連)</td> </tr> <tr> <td>反転耕起 (耕起深 35 cm以上)</td> <td>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー<u>仕様</u>) +レーザーブラウ(30インチ2段)</td> </tr> <tr> <td>運 土</td> <td><u>ブルドーザ(湿地 16 t級・レーザーレベラー付き)</u></td> </tr> <tr> <td>整 地</td> <td>ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー<u>仕様</u>) +レーザーレベラー(作業幅: 5 m)</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	施工機械 (けん引機械+作業機械)	心土破碎	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ <u>(2本爪 作業幅 1.6m 5tクラス)</u>	反転耕起	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>仕様</u>)+レーザーブラウ(16インチ5連)	運土・整地	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー <u>仕様</u>)+レーザーレベラー(作業幅: 5 m)	作業種別	施工機械 (けん引機械+作業機械)	心土破碎	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ	反転耕起 (耕起深 35 cm未満)	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>仕様</u>) +レーザーブラウ(22インチ3連)	反転耕起 (耕起深 35 cm以上)	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>仕様</u>) +レーザーブラウ(30インチ2段)	運 土	<u>ブルドーザ(湿地 16 t級・レーザーレベラー付き)</u>	整 地	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー <u>仕様</u>) +レーザーレベラー(作業幅: 5 m)	<p style="text-align: center;">反転均平工法施工順序について</p> <p>1. 反転均平工法Ⅰ 例) 2枚の耕区を1枚に整地する場合。 【省略】</p> <p>1) 作業工程 【省略】</p> <p>2) 施工機械 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1427 642 2588 821"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>施工機械 (けん引機械+作業機械)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心土破碎</td> <td>ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ _____</td> </tr> <tr> <td>反転耕起</td> <td>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー<u>対応</u>)+レーザーブラウ(16インチ5連)</td> </tr> <tr> <td>運土・整地</td> <td>ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー<u>対応</u>)+レーザーレベラー(作業幅: 5 m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>2. 反転均平工法Ⅱ 例) 2枚の耕区を1枚に整地する場合。(表土厚 25 cmの場合) 【省略】</p> <p>1) 作業工程 【省略】</p> <p>2) 施工機械 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1427 1262 2588 1614"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>施工機械 (けん引機械+作業機械)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心土破碎</td> <td>ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ</td> </tr> <tr> <td>反転耕起 (耕起深 35 cm未満)</td> <td>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー<u>対応</u>) +レーザーブラウ(22インチ3連)</td> </tr> <tr> <td>反転耕起 (耕起深 35 cm以上)</td> <td>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー<u>対応</u>) +レーザーブラウ(30インチ2段)</td> </tr> <tr> <td>運 土</td> <td><u>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー対応)</u> <u>+レーザーレベラー(作業幅: 3 m運土用)</u></td> </tr> <tr> <td>整 地</td> <td>ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー<u>対応</u>) +レーザーレベラー(作業幅: 5 m)</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	施工機械 (けん引機械+作業機械)	心土破碎	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ _____	反転耕起	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>対応</u>)+レーザーブラウ(16インチ5連)	運土・整地	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー <u>対応</u>)+レーザーレベラー(作業幅: 5 m)	作業種別	施工機械 (けん引機械+作業機械)	心土破碎	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ	反転耕起 (耕起深 35 cm未満)	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>対応</u>) +レーザーブラウ(22インチ3連)	反転耕起 (耕起深 35 cm以上)	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>対応</u>) +レーザーブラウ(30インチ2段)	運 土	<u>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー対応)</u> <u>+レーザーレベラー(作業幅: 3 m運土用)</u>	整 地	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー <u>対応</u>) +レーザーレベラー(作業幅: 5 m)	<p>表内、字句の追加及び改正</p> <p>表内、字句の削除及び改正</p>
作業種別	施工機械 (けん引機械+作業機械)																																									
心土破碎	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ <u>(2本爪 作業幅 1.6m 5tクラス)</u>																																									
反転耕起	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>仕様</u>)+レーザーブラウ(16インチ5連)																																									
運土・整地	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー <u>仕様</u>)+レーザーレベラー(作業幅: 5 m)																																									
作業種別	施工機械 (けん引機械+作業機械)																																									
心土破碎	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ																																									
反転耕起 (耕起深 35 cm未満)	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>仕様</u>) +レーザーブラウ(22インチ3連)																																									
反転耕起 (耕起深 35 cm以上)	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>仕様</u>) +レーザーブラウ(30インチ2段)																																									
運 土	<u>ブルドーザ(湿地 16 t級・レーザーレベラー付き)</u>																																									
整 地	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー <u>仕様</u>) +レーザーレベラー(作業幅: 5 m)																																									
作業種別	施工機械 (けん引機械+作業機械)																																									
心土破碎	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ _____																																									
反転耕起	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>対応</u>)+レーザーブラウ(16インチ5連)																																									
運土・整地	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー <u>対応</u>)+レーザーレベラー(作業幅: 5 m)																																									
作業種別	施工機械 (けん引機械+作業機械)																																									
心土破碎	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス)+パンプレーカ																																									
反転耕起 (耕起深 35 cm未満)	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>対応</u>) +レーザーブラウ(22インチ3連)																																									
反転耕起 (耕起深 35 cm以上)	ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー <u>対応</u>) +レーザーブラウ(30インチ2段)																																									
運 土	<u>ゴムクローラトラクタ(11 tクラス・レーザー対応)</u> <u>+レーザーレベラー(作業幅: 3 m運土用)</u>																																									
整 地	ゴムクローラトラクタ(5 tクラス・レーザー <u>対応</u>) +レーザーレベラー(作業幅: 5 m)																																									

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----